

議第 4 4 号

高島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 1 日

高島市長 福 井 正 明

高島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

高島市国民健康保険税条例（平成 1 7 年高島市条例第 3 1 1 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 0 項中「令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで」に、「令和 2 年 2 月 1 日」を「令和 3 年 4 月 1 日」に、「同年 2 月 1 日」を「同年 4 月 1 日」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第 2 0 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の高島市国民健康保険税条例付則第 2 0 項の規定は、令和 2 年度分および令和 3 年度分の国民健康保険税のうち、令和 3 年 4 月 1 日以降に到来する納期限分について適用し、改正前の高島市国民健康保険税条例付則第 2 0 項に規定する令和元年度分および令和 2 年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。